

熊本市動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱

制定 令和8年6月12日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市動植物園内の施設等に対しネーミングライツ（命名権）を付与することにより、当該施設の魅力向上及び利用促進を図るとともに、本市の新たな財源を確保することを目的として実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人又は法人で構成される団体
- (2) 命名権 事業者等が市の施設の愛称を決定する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、市長が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「命名権者」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得て、施設の整備、運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業
- (4) 愛称 命名権者が命名した名称

(対象)

第3条 本要綱に基づくネーミングライツの対象は、熊本市動植物園が管理する施設、区域、建築物、設備その他これらに附属するもの（以下「施設等」という。）とする。

- 2 対象施設等の選定は、市が行うものとする。
- 3 具体的な対象及び条件は、別に定める募集要領において定める。

(事業の基本原則)

第4条 ネーミングライツ事業は、対象施設等本来の目的及び熊本市動植物園の公共性に支障を生じさせない方法により実施するとともに、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

- 2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以下の期間とする。ただし、市長が必要と認める場合は、別に期間を定めることができる。

(募集)

第6条 市は、命名権者の募集を、原則として公募で行うものとする。

- 2 公募をする際は、市ホームページ等により広く募集するものとする。
- 3 命名権料その他必要な事項については、対象となる施設等の募集要領で定めるものとする。

(応募)

第7条 命名権者への応募資格は、次の事項にすべて該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと
- (2) 熊本市公告事業掲載基準（平成18年3月30日制定）第4条に該当する業種又は事業者でないこと

- (3) 熊本県内に本社または営業所等があること
- (4) 公租公課の滞納がないこと
- 2 命名権者に応募する者は、ネーミングライツパートナー応募申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。
 - (1) 法人の事業概要を記載した資料（会社案内パンフレット等）
 - (2) 登記事項証明書（全部事項証明書）
 - (3) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - (4) 納税証明書、または滞納がないことの証明書
 - (5) 市税滞納有無調査承諾書
 - (6) 団体役員名簿及び照会承諾書
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- （使用できない愛称）

第8条 命名権者は、熊本市公告事業掲載基準（平成18年3月30日制定）第5条各号に該当する愛称は使用することができない。

（審査機関）

第9条 ネーミングライツ事業に係る審査は、熊本市動植物園施設等ネーミングライツパートナー選定審査会（以下「審査会」という。）が行う。

- 2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。
- 3 審査会の会長が緊急を要する又は必要と認めた場合は、委員に回議して、会長の決裁を受けることにより、審査会の審査に代えることができるものとする。

（決定及び通知）

第10条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を尊重し、応募された愛称の採用の可否及び命名権者を決定するものとする。

- 2 市長は、第7条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、ネーミングライツパートナー決定通知書（別記様式第2号）により、不採用を決定したときは、ネーミングライツパートナー不採用決定通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

（契約）

第11条 市長は、ネーミングライツパートナー決定通知書により通知を受けた者と契約を締結するものとする。

（表示）

第12条 ネーミングライツに基づき、施設等の愛称について、看板、案内表示その他適切な方法により表示するものとする。

- 2 表示の具体的な方法、内容及び範囲については、市とネーミングライツパートナーが協議の上、決定するものとする。
- 3 表示にあたっては、施設等の性質及び利用者に配慮し、過度に商業的な表示とならないよう留意するものとする。

（費用負担）

第13条 ネーミングライツに係る表示、設置、変更その他必要な費用の負担については、募集要領又は契約において定めるものとする。

2 契約期間の満了又は命名権の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

(命名権料の納入)

第14条 命名権者は、熊本市会計規則(昭和39年規則第29号)に定める納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、市が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、市及び命名権者は、協議により支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(熊本市屋外広告物条例の遵守)

第15条 市及び命名権者は、対象施設並びに施設案内看板等への愛称の表記については、熊本市屋外広告物条例(平成7年条例第73号)の規定を遵守しなければならないものとする。

(愛称変更の禁止)

第16条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、市長が特に必要と認める場合を除き、行えないものとする。

2 市は、愛称の変更を必要と認める場合は、変更の可否について命名権者と協議することとする。

(愛称の周知)

第17条 市は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

(契約の解除)

第18条 命名権者の都合により、命名権の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 命名権者は、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツ事業契約解除申出書(別記様式第4号)を、市長に提出しなければならないものとする。

(命名権の取消し)

第19条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき

(4) 前条の規定により、命名権者から契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書(別記様式第5号)により命名権者に通知するものとする。

3 前項の規定により命名権の付与を取り消した場合、既に納入された命名権料については、返還しないものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

この要綱は、決裁日より施行する。

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

熊本市長

申請者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

ネーミングライツパートナー応募申請書

熊本市動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて、次のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施 設 名	
愛 称（ 案 ）	
愛 称 の 理 由	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命 名 権 料	円（年額／税込）
応 募 の 動 機	

添付書類

- （１）法人の事業概要を記載した資料（会社案内パンフレット等）
- （２）登記事項証明書（全部事項証明書）
- （３）直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （４）納税証明書、または滞納がないことの証明書
- （５）市税滞納有無調査承諾書
- （６）団体役員名簿及び照会承諾書
- （７）その他市長が必要と認めるもの

別記様式第 2 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本市長

ネーミングライツパートナー決定通知書

次のとおりネーミングライツ事業者を採用することを決定しましたので、熊本市
動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱第 1 0 条の規定により通知します。

施 設 名		
愛 称		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 名 権 料	年 額	円（税込）
	総 額 （ 年間）	円（税込）

別記様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

熊本市長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあったネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので、熊本市動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により通知します。

施 設 名	
不 採 用 理 由	

別記様式第 4 号（第 1 8 条関係）

年 月 日

熊本市長

申請者 所在地
 商号又は名称
 代表者職氏名

ネーミングライツ事業契約解除申出書

熊本市動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱第 1 8 条の規定に基づき、
次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

施 設 名	
愛 称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命 名 権 料	円（年額／税込）
契約解除の理由	

第 号
年 月 日

様

熊本市長

命名権付与取消決定通知書

の愛称を決定する命名権の付与について、次の理由により取消しを決定しましたので、熊本市動植物園施設等ネーミングライツ事業実施要綱第19条第2項の規定により通知します。

なお、同条第3項の規定により、既に納入されました命名権料については返還しません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	